

# マイナポータル API

## 利用規約

2.3 版

令和 8 年 6 月 1 日

デジタル庁

改版履歴

項番	版数	改正訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R2/7/27	(新規)	-
2	1.1	R3/4/23	第3条第2項 第1号	個人情報の保護に関する法律を追加
3	1.1	R3/4/23	第3条第2項	第4号に民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針を遵守することを追加
4	1.2	R3/9/2		デジタル庁の発足に伴う組織名変更
5	1.3	R3/12/16	別表	項番11の内容の軽微な修正
6	1.4	R5/1/26	別表	項番8の取得情報に処方情報及び調剤情報を追加
7	1.5	R6/12/18	第11条第3項 第2号 第16条各項 別表	各種マイナポータルAPI利用ガイドラインを追加 項番10の変更に伴う修正 項番9の特定健診情報取得を健診情報取得に修正 項番10の就労証明書様式取得等を削除し、期間連携を追加
8	1.6	R6/12/25	第16条各項 別表	別表の項番ずれに伴う修正 項番10にPMH情報連携を追加し、以降の項番ずれを修正
9	2.0	R7/4/23	全体	仕様書の早期公開の実施及びこれまでの申請状況等を踏まえて手続や利用者の責務等を明瞭化するために全体を修正 また、全角英数字を半角にするなど文言を整理 併せて、別表を最新の提供状況に更新
10	2.1	R7/6/25	全体	申請系APIの手続整理に伴い適用除外関係を修正
11	2.2	R7/11/26	全体	体裁の修正
12	2.2	R7/11/26	第13条	個人情報保護法にかかる項目の追加し、以降の項番ずれを修正

項番	版数	改正訂日	変更箇所	変更内容
13	2.2	R7/11/26	第 16 条	第 2 項 データ削除事項を追加し、以降の項番ずれを修正
14	2.2	R7/11/26	第 23 条	適用除外項目の削除
15	2.2	R7/11/26	別表	医療保険情報取得及び PMH 連携情報の内容修正
16	2.3	R8/6/1	第 4 章	API 利用申請フォーム導入に伴い、内容修正

# マイナポータル API 利用規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本利用規約は、デジタル庁が運営するマイナポータルにおいて提供する API を利用するに当たっての諸条件を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の表のとおりとします。

1	マイナポータル	デジタル庁が運営するオンラインシステムであり、国民に対して自身の情報の確認やお知らせの通知、行政手続の電子申請等の機能を提供するものをいう。
2	API	外部のソフトウェア等が、マイナポータルと接続し、マイナポータルに備わる機能を利用できるアプリケーション・プログラミング・インタフェース (API) をいう。対象となる API は別表に掲げるとおり。
3	利用ガイドライン	デジタル庁が各種 API ごとに作成・公表している、API 利用ガイドラインをいう。
4	API 利用者	デジタル庁の承諾を受け、API を利用して、国民に対して、自己のサービスを提供しようとする者又は提供する者をいう。
5	API 利用サービス	API 利用者が API を利用して提供するサービスをいう。
6	API 利用申請者	API の利用を希望し、利用申請を行う者であつて、デジタル庁から第6条第1項に基づく承諾を受けていない者をいう。なお、API 利用者が企画の変更等により再申請を行う場合には、当該再申請に係る部分に限り API 利用申請者として取り扱う。
7	API 利用対象データ	API を利用して、API 利用者が各行政機関等から取得する国民のデータ又は各行政機関等に対し登録する国民のデータをいう。

8	接続確認環境	API 利用者が、マイナポータルと適切に API 連携できているのかを確認するための専用のシステム環境をいう。なお、当該環境においては、API 利用者は、API 利用対象データにはアクセスできず、試験用データを利用する。
9	本番環境	API 利用者が、API 利用サービスのために用いるためのシステム環境をいう。なお、API 利用者は、当該環境においてのみ、API 利用対象データにアクセス可能である。

(利用条件)

第 3 条 API 利用者は、API 利用者が本利用規約へ同意すること及びデジタル庁が API 利用者による API 利用を承諾することにより、API を利用することができるものとします。

2 API の利用を希望する者は、本利用規約へ同意することにより、デジタル庁が提供する利用ガイドライン、API の仕様、その他の API に関連する情報（以下「利用ガイドライン等」といいます。）を取得することができるものとします。

## 第 2 章 利用の手続

(申請)

第 4 条 API の利用を希望する者は、本利用規約を遵守することに同意し、かつデジタル庁が定める次の各号に掲げる事項に関する情報を、デジタル庁が別途定める手続に従い提供することにより、デジタル庁に対し、API の利用申請を行うことができるものとします。

- (1) API 利用に係る企画の内容、開発するシステムの構成、サービス画面のイメージ等、当該企画に関する事項。
- (2) API 利用申請者及び API 利用申請者の他に企画に関わる者がいる場合にはその者が、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 152 号）に規定する行政機関等をいう。）であること又は日本国内において登記を行った法人であること。
- (3) 前号の法人の役員又は従業員に、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定若

しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者がいないこと。

- (4) 取得しようとする API 利用対象データについて、本人同意を得た期間及び目的に限り保持及び利用し、その機密性を維持する旨並びに維持するための方策。
  - (5) 申請様式の一部として、別途デジタル庁が定める情報セキュリティ要求事項（以下「情報セキュリティ要求事項」という。）を遵守する旨及び遵守するための方策。
  - (6) API 利用者が、PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（令和 3 年 4 月 23 日総務省、厚生労働省、経済産業省）の 1.1 に規定する情報を取り扱う、1.2 に規定する対象者に該当する場合には、同指針を遵守する旨（同指針が改定された際には、デジタル庁が定める期間内に改定後の同指針を遵守すること）及び遵守するための方策。
- 2 API 利用申請者は、前項の申請に当たり、別途デジタル庁が定める誓約書を提出するものとします。

#### （審査）

- 第 5 条 デジタル庁は、前条に基づく申請があった場合には、申請内容について審査するものとします。なお、API 利用申請者は、審査においてデジタル庁が必要とする事前打合せ又は情報提供の求めに応じるものとします。
- 2 デジタル庁は、前項の審査に当たっては、必要に応じて関係省庁と協議又は情報提供を行うものとします。

#### （承諾）

- 第 6 条 デジタル庁は、API 利用申請者による第 4 条に基づく申請を承諾する場合には、API 利用申請者に対し、API 利用の承諾の通知を行うものとします。なお、申請を拒否する場合には、API 利用申請者に対して、その理由とともに審査結果を通知することとします。
- 2 API 利用者は、前項の承諾の通知を受領した後、API 利用サービスの開発を行うものとします。
- 3 デジタル庁は、利用申請の内容に虚偽がある等、API 利用者による API 利用サービスの提供を継続することが不適切な事情が判明した場合には、API 利用

サービスの提供前後に関わらず、前項の承諾を取り消すことができますものとします。

(接続確認環境試験)

第7条 API利用者は、別途デジタル庁が定める内容の接続確認環境試験を実施するものとします。

2 API利用者は、別途デジタル庁が定める様式により、接続確認環境の利用申請を行うものとします。

(本番環境動作確認)

第8条 API利用者は、本番環境における試験の必要があると認める場合には、別途デジタル庁が定める様式により、本番環境動作確認の申請を行うものとします。

(サービス提供前確認)

第9条 デジタル庁は、API利用者が、API利用サービスを本番環境において公開するに当たり、第5条において審査した内容が適切に履行されているかどうかについて確認を行い、その結果をAPI利用者に対して通知するものとします。

2 API利用者は、デジタル庁から、前項の確認の結果、審査内容と齟齬がない旨の通知を受けてからAPI利用サービスの提供を開始するものとします。

(利用内容の変更)

第10条 API利用者は、当該API利用者によるAPI利用の内容を変更しようとする場合には、別途デジタル庁が定める方法により、変更内容を明らかにした申請様式を添付して、利用内容の変更申請を行うものとします。

(利用の停止・再開・終了)

第11条 API利用者は、利用を停止、再開又は終了しようとする場合には、あらかじめ、別途デジタル庁が定める様式により、利用の停止、再開又は終了の届出を行うものとします。

(情報の取扱い)

第12条 デジタル庁は、API利用者がAPIを利用する際にデジタル庁が取得する個人情報について、個人情報保護法の規定その他の法令を遵守し取り扱うものとします。

2 デジタル庁は、API 利用対象データを所管する部局その他の関係部局に対し、次の各号に掲げる内容を提供することができるものとします。

- (1) 第 4 条に規定する利用申請の内容
- (2) 第 5 条に規定する審査及び事前打合せの内容
- (3) 第 10 条に規定する利用内容の変更の内容
- (4) 第 11 条に規定する利用の停止・再開・終了の内容
- (5) その他提供することが必要とデジタル庁が認める内容

### 第 3 章 API 利用者の責務等

(API 利用者の責務)

第 13 条 API 利用者は、API を利用するにあたり、次の各号に定める事項を誠実に履行するものとします。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、適切な本人同意の取得や安全管理措置等、所要の取組を行うこと。
- (2) API 利用サービスの利用者に対して、利用者の保護のために必要な表示・説明を行うこと。
- (3) API 利用サービスの利用者に対して、当該サービスのお問い合わせ窓口を設置の上公表するとともに、お問い合わせ等が寄せられた場合は適切に対応すること。
- (4) API を利用するために必要な、コンピュータ、ソフトウェア、ネットワーク機器・環境等の準備、開発及び維持を API 利用者の費用と責任において行うこと。
- (5) API 利用対象データを保存・格納する情報機器等が、国内法の適用を受けることを確認すること。
- (6) デジタル庁より提供された API の仕様や ID、その他の資材等について善良な管理者の注意をもって適切に管理し、デジタル庁の書面による承諾を得ずに第三者に譲渡・貸与・開示しないこと。
- (7) 情報セキュリティ要求事項に従って、情報セキュリティを維持するものとし、デジタル庁が情報セキュリティ要求事項の変更をする際は、速やかに変更に対応すること。
- (8) 不正アクセス、障害、その他の API の継続性に影響を与える事象の発生又はその具体的な可能性を認識した場合は、別途デジタル庁が定める手続及び報告様式に基づき速やかにデジタル庁に報告するとともに、原因の究明及び恒久的な対策を実施すること。
- (9) 本利用規約及び利用ガイドライン等に規定の事項の履行並びにデジタル庁との連絡調整に必要な体制を継続的に確保すること。

- 2 API 利用者は、デジタル庁から求めがあった場合には、速やかに API の利用や本利用規約の遵守状況に関する情報の提供及び調査の実施に応じるものとします。

(禁止事項等)

第 14 条 API 利用者は API の利用に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) API 利用対象データについて、第 4 条に定める利用申請に記載した目的以外の目的で利用すること。
- (2) API を利用してマイナポータルに不正にアクセスすること。
- (3) API を利用してマイナポータルの運用及び管理を故意に妨害すること
- (4) API 利用サービスの提供に当たって、デジタル庁が提供するサービスと誤認する恐れのある表示、説明、その他虚偽の表示等を行うこと。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) デジタル庁に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又はデジタル庁に対して虚偽の情報を告知すること。
- (7) その他デジタル庁が不適切と判断する行為をすること。

## 第 4 章 API の運用

(環境の運用)

第 15 条 API の利用時間は、原則として 24 時間 365 日とします。

- 2 デジタル庁は、本番環境又は接続確認環境の利用が著しく集中した場合、API 利用者及び API 利用申請者（以下「API 利用者等」といいます。）に対し、当該環境の利用を制限することができるものとします。
- 3 デジタル庁は、本番環境又は接続確認環境の保守点検等事前に環境の停止、休止又は中断が必要と認識できる場合は、第 17 条に規定するいずれかの方法で周知したうえで、当該環境の利用停止、休止又は中断をすることができるものとします。
- 4 デジタル庁は、緊急対応を要する場合、予告なく本番環境又は接続確認環境の利用を停止、休止又は中断をすることができるものとします。
- 5 デジタル庁は、不正アクセス、障害等の事象の発生により API の利用に影響が生じる可能性を認識した場合は、第 17 条に規定する方法により API 利用者へに通知するものとします。なお、当該事象が解消した場合も同様とします。

(API 利用者に対する措置)

第 16 条 デジタル庁は、API 利用者が本利用規約に違反する行為を行った場合又は行うおそれがあると合理的理由に基づき判断した場合には、当該 API 利用者に事前に通告することなく、API の利用の承諾の取消又は API の利用の停止をできるものとしします。

2 デジタル庁は、前項の規定により API 利用者による API の利用の停止を行った場合には、当該 API 利用者が過去に取得した API 利用対象データについて削除を求めることができるものとしします。

3 デジタル庁は、API 利用者が本利用規約に違反する行為を行っていることを確認する必要があると判断した場合には、API 利用者と協議の上、API 利用者の事業所その他の関係場所に立ち入り、調査を行うことができるものとしします。

(通知の方法)

第 17 条 デジタル庁は、API 利用者等に対して通知する場合には、原則として次の第 1 号又は第 2 号の方法により行うものとしします。なお、秘匿性の高い情報や緊急の状況等においては、第 3 号又は第 4 号の方法により行う場合があります。

(1) 電子メール

(2) デジタル庁ウェブサイトへの掲載

(3) API 利用申請フォームへの掲載

(4) その他デジタル庁が必要と判断する方法

## 第 5 章 雑則

(知的財産権)

第 18 条 API 及びこれに関連する一切のプログラム、著作物（本利用規約、API 利用者等に提供する文書等及びデジタル庁ウェブサイト等で公開する文書等を含む。以下同じ。）又はノウハウ等に関する著作権、著作者人格権、特許権その他の知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める「知的財産権」という。以下同じ。）は、デジタル庁に帰属します。

2 API 利用者による本サービスの利用は、デジタル庁の知的財産権の利用許諾を受けたことを意味するものではありません。

3 API 利用者等は、API 及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物を、次の各号のとおり取り扱うものとしします。

- (1) 本利用規約に従って API を利用するためにのみ使用すること。
- (2) デジタル庁の承諾なく、複製、解析、改変、編集、頒布等を行わず、又はリバースエンジニアリングを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡又は担保権の設定をしないこと。
- (4) デジタル庁又はデジタル庁が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除若しくは変更しないこと。

#### (免責事項)

第 19 条 デジタル庁は、API にプログラミング上の誤りその他の瑕疵がないこと及び API の目的適合性等、その他いかなる内容についても保証を行わないものとします。

- 2 デジタル庁は、API 利用者又は第三者が被った損害について、API 利用者が本利用規約に違反した場合又は不可抗力により損害が発生した場合等、損害発生についてデジタル庁の故意または重過失によるものでない場合には、一切の責任を負わないものとします。

#### (本利用規約の変更)

第 20 条 デジタル庁は、デジタル庁が必要があると認めるときは、本利用規約を改正できるものとします。

- 2 デジタル庁は、前項の変更を行う場合は、30 日の予告期間をおいて、変更後の利用規約の内容を第 17 条に規定するいずれかの方法により API 利用者へ通知するものとします。
- 3 本利用規約の改正を行った場合、API 利用者等は、改正後の本利用規約にしたがうものとします。

#### (準拠法及び合意管轄裁判所)

第 21 条 本利用規約の準拠法は、日本法とします。

- 2 API に関連してデジタル庁と API 利用者等間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

#### (誠実協議)

第 22 条 本利用規約に定めのない事項又は本利用規約の解釈に疑義が生じた場合には、デジタル庁及び API 利用者等が誠実に協議し、その解決に努めるものとします。

別表（第2条関係） API 一覧

項番	名称	内容
1	シングルサインオン	民間事業者等の Web サービス（様々な機能を提供するインターネットを利用したサービスをいう。以下同じ。）の利用者が、開示システムにログインするだけで、同時に当該民間事業者等の Web サービスにもログインできるもの
2	民間送達接続	民間送達サービスの利用者が、当該民間送達サービスで受け取った電子メール等の件名を、開示システムの画面で確認でき、かつ、確認した件名を押下すると、当該民間送達サービスの画面を表示し、電子メール等の内容を確認できることとなるもの
3	自己情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、自己情報（自己を本人とする個人情報をいう。）の提供を行うことができるもの
4	お知らせ情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係るお知らせ情報（行政機関等からの開示システムの利用者に対するメッセージであり、当該行政機関等から開示システムに送信され開示システムにおいて保有されるものをいう。）の提供を行うことができるもの
5	民間送達サービス保有情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、民間送達サービスのシステムから開示システムを経由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る民間送達サービス保有情報（民間送達サービスが保有する情報をいう。）の提供を行うことができるもの
6	医療保険情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、社会保険診療報酬支払基金が運営するオンライン資

		格確認等システム（以下「確認等システム」という。）から開示システムを経由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る医療費、薬剤、処方、調剤、健診、診療及び臨床に係る情報の提供を行うことができるもの
7	PMH 情報連携	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、デジタル庁が運営する Public Medical Hub から開示システムを経由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報の提供及び登録を行うことができるもの
8	期間連携	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、一定期間継続してデータの提供を行うことができるもの
9	法人設立手続等申請	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、法人設立ワンストップサービス（法人設立に関する手続をワンストップで行うことを可能にするサービスをいう。）その他の省庁連携機能を用いるサービスに係る申請等を行うこと等ができるもの
10	社会保険・税 手続申請	民間事業者等のシステムの利用者が、当該民間事業者等のシステムの画面上の操作により、社会保険・税手続ワンストップサービス（民間事業者等の従業員等に係る社会保険・税手続をワンストップで行うことを可能にするサービスをいう。）に係る申請等を行うこと等ができるもの
11	電子申請等	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムのぴったりサービス（地方公共団体の子育て等に関する手続の検索及び電子申請等を可能とするサービスをいう。）に係る申請等を行うことができるもの

12	電子申請等情報受取等	民間事業者等のシステムが、地方公共団体からの委託等に基づき開示システムのぴったりサービスで受け付けた住民等の電子申請等情報を受け取り、これを地方公共団体に対して提供することができるもの
13	健康保険証利用登録	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの健康保険証利用登録サービス（マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を可能とするサービスをいう。）の利用者登録等を行うことができるもの
14	利用者登録等	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの利用者登録等を行うことができるもの
15	属性連携設定	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムと民間送達サービスとの属性連携設定を行うことができるもの
16	在留手続申請	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、出入国在留管理庁が運営する在留申請オンラインシステムに係る申請等を行うことができるもの